

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 森野内科医院
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県野洲市北野一丁目19番33号
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和63年 1月11日
(4) 設立登記年月日 昭和63年 1月12日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	森野内科医院	2511300689	滋賀県野洲市北野一丁目19番33号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会で決議又は同意した事項
令和5年9月24日 令和4年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 森野内科医院
 所在地 野洲郡野洲町北野一丁目19番33号

※医療法人整理番号 00614

財 産 目 録
 (令和 6年 7月31日現在)

1. 資 産 額	51,608 千円
2. 負 債 額	8,481 千円
3. 純 資 産 額	43,126 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,773
B 固 定 資 産	23,835
C 資 産 合 計 (A+B)	51,608
D 負 債 合 計	8,481
E 純 資 産 (C-D)	43,126

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 森野内科医院

※医療法人整理番号 00019

所在地 野洲郡野洲町北野一丁目19番33号

貸借対照表

(令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	27,773	I 流動負債	8,481
II 固定資産	23,835	II 固定負債	0
1 有形固定資産	22,456	負債合計	8,481
2 無形固定資産	145	純資産の部	
3 その他の資産	1,233	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	38,126
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	43,126
資産合計	51,608	負債・純資産合計	51,608

法人名 医療法人 森野内科医院

※医療法人整理番号 00014

所在地 野洲郡野洲町北野一丁目19番33号

損益計算書

(自令和5年8月1日至令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	83,606
2 事業費用	80,973
本来業務事業利益	2,632
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,632
II 事業外収益	981
III 事業外費用	300
経常利益	3,313
IV 特別利益	0
V 特別損失	506
税引前当期純利益	2,806
法人税等	72
当期純利益	2,734

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森野内科医院
理事長 富永 真澄 殿

私（注1）は、医療法人森野内科医院の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月24日
医療法人 森野内科医院
監事 山本 卓

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。